



1

January
2018
No.130

人と森をつなぐ情報誌「林野」



特集1

林業改革

新たな森林管理システム

特集2

平成 30 年度林野庁税制改正事項



布施明のヒット曲「霧の摩周湖」で有名な摩周湖は、北海道東部の弟子屈町^{てしかが}にあり、周囲20km、面積19・2km²の、カルデラ湖としては日本国内で6番目に大きな湖です。急激に深くなる地形と、高い透明度が織りなす摩周湖独特の藍色は「摩周ブルー」として多くの観光客を魅了しています。

摩周湖に唯一浮かぶ島をカムイシュ島と言います。

カムイシュとはアイヌ語で「神となった老婆」を意味します。

この島は、高さ約240mの火山の頂上部分が少しだけ水面上に現れたものです。

夏は霧に覆われる日が多いですが、それ以外の季節は比較的晴天が多く、第一展望台からは摩周湖とその遠方に日本百名山の一つである斜里岳を望む雄大な風景を楽しめます。

昨年は町の長年の悲願であった「阿寒国立公園」から「阿寒摩周国立公園」への名称変更が行われ、観光業を始めとする地域の活性化が期待されています。

また本年は北海道命名から150年目の節目の年であり、道内各地で記念イベントが予定されています。

(“霧の摩周湖”北海道弟子屈町の国有林)



1 | January
2018
No.130

Contents

- 02 年頭あいさつ 林野庁長官 沖 修司
- 03 特集1 林業改革 新たな森林管理システム
- 05 特集2 平成30年度林野庁税制改正事項
- 08 Topics 01 平成30年度 当初予算の概算決定
- 11 Topics 02 日EU・EPA妥結とTPP11大筋合意
- 12 Topics 03 気候変動枠組条約COP23の概要
- 14 林業成長産業化地域創出モデル事業① 「延岡・日向地域」(宮崎県)の選定について
- 16 Topics 04 ウッドデザイン賞2017
- 18 みどりの女神が行く！

(表紙の説明)

“厳寒の摩周湖”

撮影地:北海道弟子屈町の国有林

撮影者:矢野宣和(北海道森林管理局
根釧西部森林管理署)



林野庁長官
おき しゅうじ
沖 修司

平成30年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、7月の九州北部豪雨や10月の台風などにより、多くの山地災害、流木被害が発生しました。被災された全ての方々にお見舞い申し上げるとともに、林野庁として、山地災害を事前に防止・軽減するための予防治山を強化し、国民の安全・安心の一層の確保に努めていく決意を新たにす次第です。

さて、昨年末の税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決定され、森林・林業界の長年の悲願を実現させることができました。関係者の皆様方に多大なるご支援、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。森林環境税（仮称）が平成36年度から課税されるのに先立って、森林環境譲与税（仮称）は平成31年度から譲与されます。国民共有の財産である森林の公益的機能が十全に発揮され、ご負担いただく国民の方々から理解が得られる形で税が活用されるよう、市町村、都道府県ほか森林・林業関係者が一丸となった取組を本年から始めていくことが大切です。

林業の成長産業化の実現に向けては、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を経済ベースで最大限に活用していくことが喫緊の課題となっています。そのために、経済ベースで活用できる森林については、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、経済ベースで活用できない森林については市町村が公的管理を担うための仕組みである「新たな森林管理システム」を整備することが重要となります。林野庁としては、このシステムを構築するための法案を本年の通常国会に提出する予定です。また

平成30年度予算では「林業成長産業化総合対策（235億円）」を新設し、意欲と能力のある林業経営体に対して路網整備、機械導入を重点的に支援していくこととしています。林業の収益性向上に向けて、川上における生産コストの削減に加えて、川上と川下の連携強化を図る流通の効率化が重要な課題であり、林野庁としても関係者の先進的な取組を強く後押ししていきます。

これまでの取組により、平成28年の木材自給率は平成23年から6年連続して上昇して34・8%となり、30年ぶりに昭和61年以来の高水準まで回復しました。この流れが一層力強いものとなるよう、国内林産物の安定供給と木材需要の拡大に従来に増して取り組んでいきます。新たな木材需要の創出に向けては、木造率が低位にとどまる非住宅建築、中高層建築の木造化を進めることも必要であり、CLT等の需要拡大、コスト低減に向けて引き続き支援を行っていきます。また、29年度補正予算、30年度当初予算により、格付実績の低いJAS構造成材に対して調達費を支援し、A材の需要拡大を図ることとしています。さらに、公共建築物の木造化・木質化を引き続き推進し、また木質バイオマスの熱利用を地域内で循環利用する「地域内エコシステム」の構築に取り組むほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会も活用して我が国の培ってきた「木の文化」をアピールすることで家具・建具等国産木材製品の海外への輸出拡大にも取り組めます。

これらの川上、川下での取組の推進に当たって効果的なICT、AIなどの最新技術に注目すべきです。施業の集約化や森林資源の把握のために、航空レーザーでの森林の詳細把握や森林GISのシステム整備を進めるほか、伐採現場の情報製材所に直送するなど川上・川下での需給情報と同時に共有などスマート林業を推進していきます。また、セルロースナノファイバーの不織布や塗料での商品化や改質リグニンの実用化に向けた研究開発も強力に推進します。さらに、林業労働の安全確保のためにも高性能林業機械の利用拡大を図り、林業従事者の死亡事故の減少、労働条件の改善など、林業分野の働き方改革も進めていきます。

国有林野においては、引き続きその組織・技術力を生かしつつ国有林野を「国民の森林」として、民有林とも一体的に施策を推進するとともに、公益重視の管理経営を一層

推進していきます。また新たな森林管理システムが効率的に機能するためには、国有林として、林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及や、意欲と能力のある林業経営体による国有林野事業の受注機会の増大への配慮などに積極的に取り組みます。

最近の被害拡大が懸念される自然災害への対応については、昨年の九州北部豪雨災害を契機として「流木災害等に対する治山対策検討チーム」が行った中間取りまとめを踏まえ、流木捕捉式治山ダムの整備やその機能回復に必要な管理道の整備、災害に強い森林づくりのための間伐等を集中的に実施していきます。併せて、東日本大震災からの復興に向けた海岸防災林の整備などを着実に進めます。

本年は、明治元年から起算して満150年に当たります。明治期には近代国家としての法制度が整備されましたが、その途上で、社会資本の整備や、産業振興に伴う木材需要の増加により、むやみな森林伐採が各地で行われ、森林の荒廃の結果発生した山地災害や水害を防ぐため、保安林制度等を定めた森林法が明治30年4月に公布されました。その後の百年超の間に、戦後復興時の造林、高度成長期の住宅需要増に対応した外国産材の輸入増など森林をめぐる社会情勢の変化等を経て、平成13年に森林の多面的機能を重視した森林・林業基本法が公布・施行されるなど法制度も変遷してきました。温暖化防止対策として間伐が重要視されてきた一方で、過去に例を見ない程に森林資源が充実した今日、主伐後の再造林を通じた森林資源の循環の確立という新たな課題に直面しています。

森林環境税（仮称）の創設、本年前半に予定している新たな森林管理システムの法案審議など、明治150年の節目の年に、森林・林業界は新たな制度的枠組みの下で、大きな改革に挑むこととなります。前の世代から受け継いできた伝統的手法を維持しつつ、新たな時代の課題に応えた改革を着実かつ果敢に実行することにより、貴重な森林資源を後世に伝える我々の使命を果たしていきたいと思います。

全国の森林・林業の発展と、関係者の皆様のますますのご健勝とご発展を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新たな 森林管理システム

林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため「新たな森林管理システム」の検討を進めています。

1 新たな仕組みが 必要な背景

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。これまでの、「森林を育てる」だけでなく、「木材として伐って、住宅などに使って、伐った後には再び植栽をする」という、新たな時代がやってきます。

しかし、現状では、木材として活用できる適齢期の人工林で利用されているのは、毎年増加する資源の4割程度で、資源が十二分に活用されているとは言えない状況です。

また、手入が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの森林の公益的機能が十分に発揮されていない状況も見受けられます。林野庁が市町村を対象に行ったアンケート

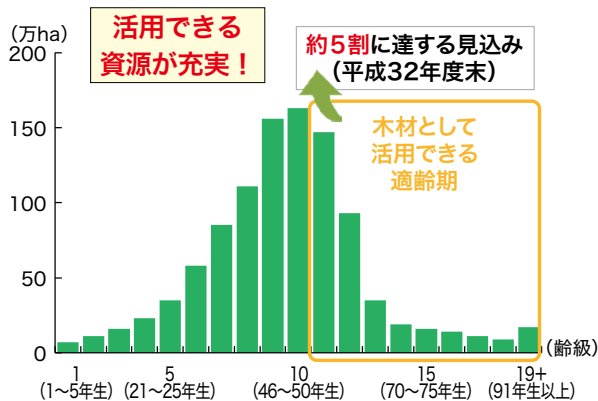
調査では、約8割の市町村が、管内の人工林（民有林）は手入れが不足している」と回答しています。

このような状況となっている原因の一つは、我が国の森林の所有が小規模・分散的で、効率的な林業経営が難しくなっていること、また、多くの森林所有者が林業経営への意欲を失い、充実した人工林資源を伐って有効に活用しようとの意向が低いことです。

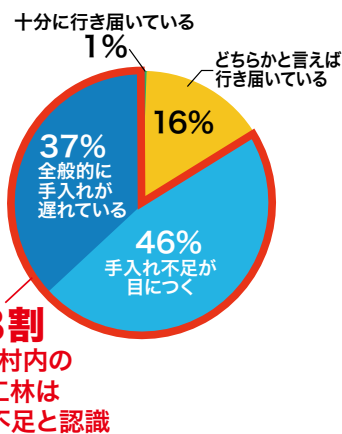
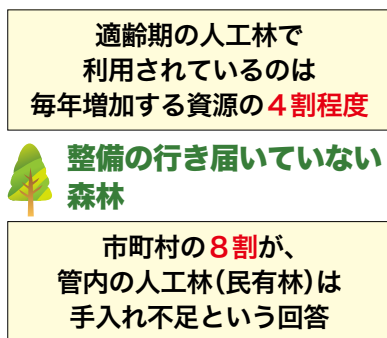
その一方で、多くの林業経営者は、経営規模を拡大したいとの意向があるものの、実現できない理由として、「事業地の確保が困難」であることや、「路網が未整備」「資本装備（林業機械）の更新が困難」であることなどを挙げています。

このように、森林所有者と林業経営者との間にはミスマッチが生じています。このミスマッチを解消し、経営意欲を持てずにいる森林所有者の方から、意欲と能力のある林業経営者の方に森

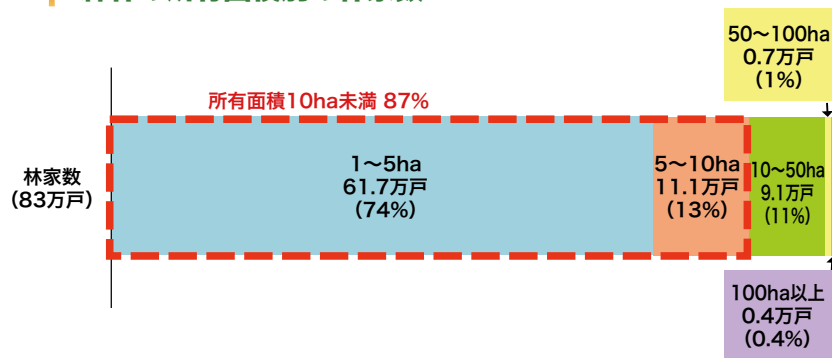
人工林の齢級別面積



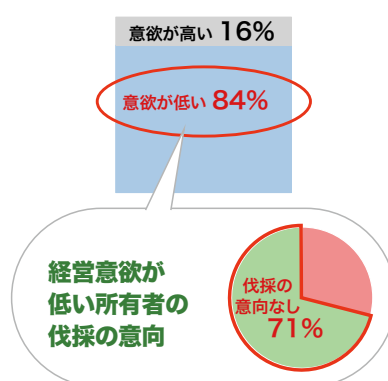
十二分に活用できていない資源



森林の所有面積別の林家数



森林所有者の経営意欲



新たな森林管理システム

林を預け、林業経営を行ってもらう仕組みが「新たな森林管理システム」です。

2 新たな森林管理システムとは

現在、検討を進めている「新たな森林管理システム」では、

① 森林所有者は、自ら所有する森林について、適切な経営や管理を行う責務があるということを明確化した上で、

② 森林所有者が自ら管理できない場合には、所有する森林を市町村に預けていただき、

③ 市町村は、預かった森林を、意欲と能力のある林業経営者に繋ぎ、林業経営の集積・集約化を進めることとしています。

④ 一方、自然的条件が悪く、林業経営に適さない森林等については、市町村が管理を行うこととしています。なお、市町村が公的管理を行う費用については、創設が決まった森林環境譲与税（仮称）の一部を活用することとしています。

また、「意欲と能力のある林業経営者」とは、ただ木を伐るだけではなく、伐った後には再び植栽して育てるという循環的な林業経営を行えること、森林所有者や林業従事者の所得を向上させるため、高い生産性と収益性を実現できる林業経営者の方々を想定しています。

ます。さらに、このような林業経営者の方々が、林業経営や森林管理を行いやすくするための基盤整備として、システムを導入した地域を中心に、路網整備や高性能林業機械の導入等の支援を集中的に行うこととしています。

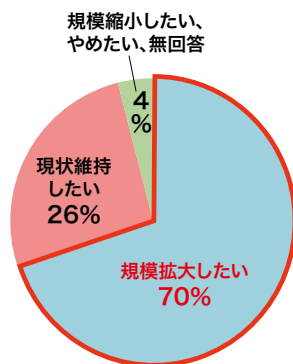
あわせて、森林所有者が不明な森林の存在も課題になっていることから、共有林において森林所有者の一部が不明な場合には、簡易な手続きで市町村へ森林管理を委託できるようにする措置をあわせて検討しています。

3 システム導入の効果について

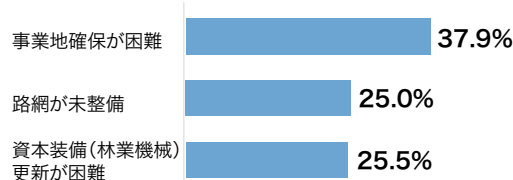
このような「新たな森林管理システム」の導入は、森林資源を適切に管理し、地球温暖化防止や災害防止など森林の公益的機能の維持増進に寄与するものです。

また、安定的に木材を供給し、川中・川下の関係者とともに木材に付加価値をつけて有効に活用することにより、林業を成長産業化し、地域経済の活性化や雇用の創出、ひいては地方創生の実現にも寄与するものと考えています。林野庁では、新たな森林管理システムの構築、森林環境税（仮称）の活用という改革を通じて、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めてまいります。

今後の経営規模に関する意向

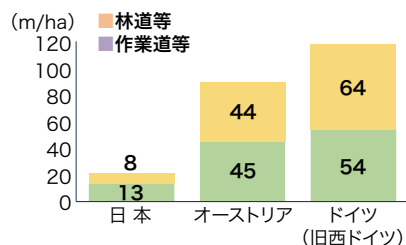


事業を行う上での課題

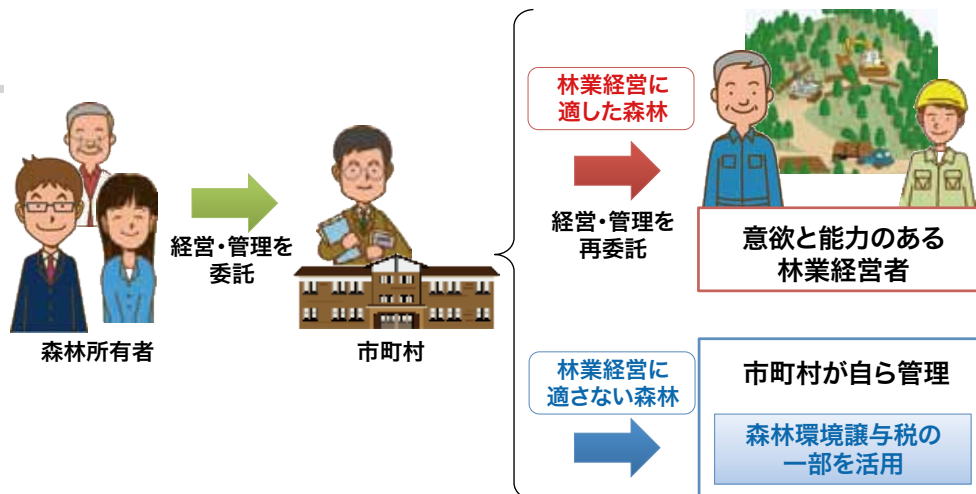


※複数回答可

路網密度の諸外国との比較



新たな森林管理システム



※システムを導入した地域を中心に、路網整備や機械の導入を支援

平成30年度林野庁税制改正事項

平成30年度の税制改正については、平成29年12月22日に『平成30年度税制改正の大綱』が閣議決定されました。

林野庁関係の改正事項は、主に次のとおりです。

〔新規・拡充事項〕

- 森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。
- 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとする。【所得税・法人税】
- ※ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（グリーン投資減税）は、廃止する。

〔延長事項〕

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。【所得税】
- 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、バーク堆肥製造業）の適用期限を3年延長する。【軽油引取税】

■ 森林吸収源対策の財源確保について

わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、『平成30年度税制改正の大綱』では、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

大綱に示された内容は、次のとおりです。

『平成30年度税制改正の大綱』（平成29年12月22日閣議決定）（抜粋）

一 個人所得課税

（備考）森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（1）森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

二 国への払い込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納付された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

（イ）森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

（ロ）森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

（注）私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 使途及び公表

（イ）市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

（ロ）都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

（ハ）市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の使途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

- ① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

（注）借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

- ② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

（注1）平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

（注2）償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

- ③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、新たな森林管理システムの構築に向けて、通常国会に関連法案を提出すべく準備を進めています。森林環境税は、このうち市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てることとしており、国民の皆様からいただく貴重な財源を活かして、森林整備等を着実に進め、その成果をしっかりと示すことができるよう、地方自治体や森林・林業関係者とともに取り組んでまいります。

平成30年度当初予算の概算決定

平成30年度 林野庁関係予算(総括表)

区分	平成 29 年度 当初予算額	平成 30 年度 概算決定額 (A)	平成 29 年 12 月 (29 年度 2 次補正追加額)	
			補正額 (B)	A+B
	億円	億円	億円	億円
公共事業費	1,900	1,900	521	2,421
	—	(100.0%)	—	—
一般公共事業費	1,800	1,800	320	2,120
	—	(100.0%)	—	—
治山事業費	597	597	195	792
	—	(100.0%)	—	—
森林整備事業費	1,203	1,203	125	1,328
	—	(うち成長産業化 路網枠) 80	(うち TPP・日 EU 対策) 60	—
災害復旧等事業費	100	100	201	300
	—	(100.0%)	—	—
非公共事業費	1,055	1,097	342	1,438
	—	(103.9%)	—	—
林業成長産業化総合対策 (一部公共の成長産業化路網枠)	—	235	—	—
合板・製材・集成材 国際競争力強化対策 (一部公共の TPP・日 EU 対策)	—	—	400	—
合 計	2,956	2,997	862	3,859
	—	(101.4%)	—	—

(注) 1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金(917億円の内数)及び農山漁村振興交付金(101億円の内数)に、林野関係事業を措置している。
2 () 内の数字は対前年度比。
3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

去る12月22日に閣議決定された平成29年度補正予算と平成30年度当初予算政府案(一般会計)について、林野庁関係分の概要をご紹介します。

平成30年度当初予算(総額2,997億円)については、予算事情が厳しい中で、公共予算は、森林整備、治山事業のいずれも前年度同額を確保して計1,900億円、非公共予算は新規計上した林業成長産業化総合対策(235億円)などにより対前年度で大幅な額の上積みをして計1,097億円となっています。また平成29年度補正予算については、TPP・日EU・EPA対策、防災・減災対策の強化に必要な額を確保して計862億円となっています。主要事業ことのポイントは以下のとおりです。

平成30年度当初予算

1 林業成長産業化総合対策(235億円(一))

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成29年12月8日改訂)で示された「新たな森林管理システム」の下で、森林の経営・管理を集積・集約化し、意欲と能力のある林業経営体を育成するため、川上・川中・川下の施策を総合的に実施します。

川上においては、路網整備・機械導入等を重点的に支援することで意欲と能力のある経営体の生産コスト削減を図るほか、川中においては、川上・川下との間の直接取引を促し、加工・流通コスト削減を図ります。

注目すべき事業としては、主伐・再造林対策として、新たに全木集材、再造林との一貫作業への支援を行います。また、路網整備については本対策(非公共)と併せて、森林整備事業(公共(成長産業化路網枠80億円))も活用して支援します。

さらに、スマート林業の推進のため、①リモートセンシング技術での森林情報の詳細把握や、②ICTを活用した川上と川下のマッチングなど先進的な取組を支援します。

川下においては、川上の生産拡大を促すためにもJAS無垢材、CLTの調達費の一部支援など新たな手法で木材需要の拡大を図ることとし、非住宅分野を中心に他建材からの需要の置き換えを図ります。

2 森林・林業人材育成対策(49億円(一))

林業成長産業化総合対策(235億円の内数)

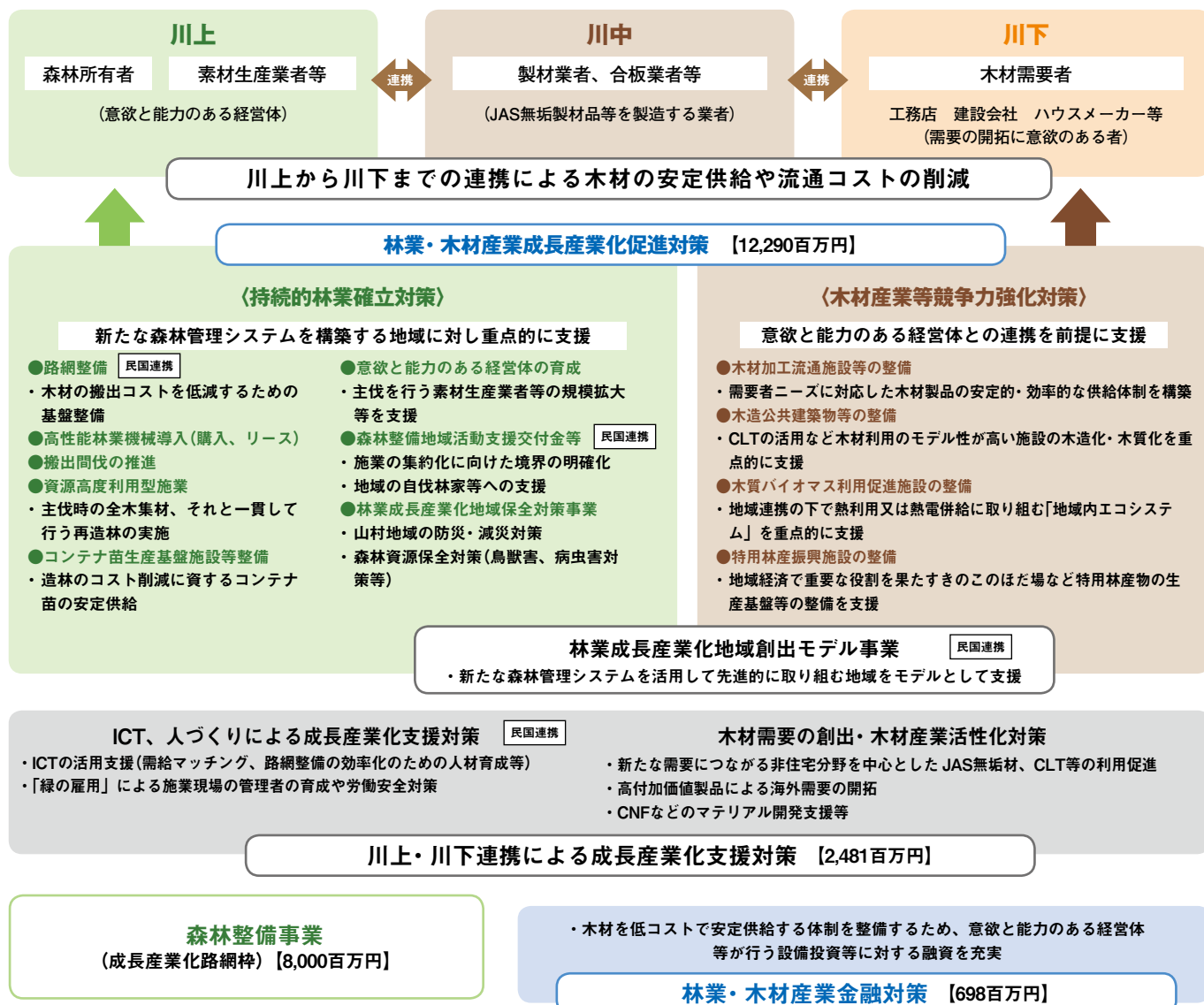
「緑の雇用」事業により、林業への就業前の青年に対する給付金の支給や、新規就業者を現場技能者に育成する研修を引き続き集中的に支援します。

他方、従来「緑の雇用」事業により実施してきた現場管理

林業成長産業化総合対策

【平成 30年度予算概算決定額
23,470百万円】

意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する新たな森林管理システムを構築することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川中・川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。



者の育成などについては、経営体としての能力向上の支援策として、他の事業と一体的に実施することで高い効果を得るべく、林業成長産業化総合対策の中に位置づけます。

3 森林・山村多面的機能発揮対策 [15億円(17億円)]
林業成長産業化総合対策 [235億円の内数]

地域住民等による里山林の保全管理等の取組を、引き続き支援します。

これに加えて、地域の自伐林業グループ等が行う森林管理等の取組についても、将来的に地域における林業経営の集積・集約化に資するとの観点から、新たに林業成長産業化総合対策の中で支援していくことにします。

平成29年度補正予算

1 合板・製材・集成材国際競争力強化対策(一部公共)
[29補正: 400億円]

これまでTPP対策として実施してきた合板・製材生産性強化対策(27補正: 290億円、28補正: 330億円)について、日EU・EPA対策としての位置づけも加えて、内容で拡充しています。

川下の加工流通施設の整備について、TPP対策としての合板工場等の大規模化に加え、EU産集成材管柱に対抗するため、①生産性向上のための施設・設備の導入、②内装材等の他品目への転換による集成材・管柱生産の地域内での再編を支援します。需要拡大策も新たに行い、JAS無垢材、CLTの調達費の一部支援や輸出促進の支援を行います。

川上の対策としては、管柱等の原料となる主伐材の供給に対応した路網と土場の一体的な整備等も支援します。

合板・製材・集成材国際競争力強化対策

【平成 29年度補正予算額：
40,000百万円】

概要

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づき、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を支援し、合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力の強化を図ります。

原木の低コスト供給対策

- 原木を安定的に供給するための間伐材生産
- 管柱等の原料となる主伐材供給にも対応した路網整備、高性能林業機械の導入

森林整備事業(公共)

- 幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐の実施

木材産業の体質強化対策

- 大規模・高効率化や低コスト化に向けた加工・流通施設の整備

木材産業の体質強化対策

- 工場間連携や他品目への転換を促進するための加工・流通施設の整備



合板・集成材工場等

木材製品の消費拡大対策

- 非住宅分野を中心とした建築物におけるJAS構造材[※]の消費拡大に向けた取組への支援
- ※ JAS格付実績が低位な、人工乾燥機械等級区分製材、2×4製材、CLT

製材工場等

体質強化計画に参画する意欲と能力ある経営体に対して都道府県経由で支援するとともに、消費拡大対策を実施

推進します。

九州北部豪雨等を受けて緊急点検を実施し、これにより選定した全国約1,200地区において、林野庁に設置した「流木災害等に対する治山対策検討チーム」の中間取りまとめを踏まえ、流木捕捉式治山ダム等の設置等の総合的な流木対策を推進します。

九州北部豪雨等を踏まえて、集中豪雨、流木被害に対する山地防災力を高めるため、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等により事前防災・減災対策を推進します。

【597億円(597億円)、29補正：195億円】

2 治山事業(公共)

意欲と能力のある林業経営体や同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

特に、幹線となる林道を新たに支援するほか、伐採と造林の一貫作業システム、列状間伐の導入等を通じた森林整備の低コスト化を推進します。

【1,203億円(1,203億円)、29補正：125億円】

1 森林整備事業(公共)

公共事業(30年度当初、29年度補正共通)

クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に基づく木材関連事業者の登録が昨年11月に始まったことも踏まえ、合法性確認に資する生産国の関連情報の収集や登録促進のための取組を実施します。

【29補正：2億円】

2「クリーンウッド」利用推進事業

日EU・EPA妥結とTPP11大筋合意

昨年の平成29年は、林産物を含む貿易交渉で日EU・EPA妥結とTPP11大筋合意という2つの大きな動きがありました。

[日EU・EPA]

まず、日EU・EPAについては、平成25年4月から交渉を開始し、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、センシティブティに十分配慮し、4年以上に及び粘り強く交渉に取り組み、昨年12月8日に交渉が妥結しました。

林産物の交渉に当たっては、EUからの輸入額が大きいSPF製材、構造用集成材、パーティクルボード・OSB、CLTを含むその他建築用木工品などの10品目が、EU側の関心の高い主要品目として厳しい交渉が行われました。

中でも、EUが強い関心を有する構造用集成材とパーティクルボードについては、即時撤廃の回避に向けた交渉を行うとともに、製品としての構造用集成材と構造用集成材の原料となるSPF製材などの品目で、製品と原料の扱いが同じとなるように交渉を行いました。

その結果、輸入に関しては、関税撤廃するものの、構造用集成材、SPF製材等の10品目については、2.2%の現行関税の即時撤廃を回避し、7年の段階的削減を経て、8年目に撤廃することとなりました。輸出に関しては、EUでは製材で無税、2.5%、合板等で6%、10%、木製品で無税、4%の関税がかけられています。交渉の結果、これらの関税は、全て即時撤廃することとなりました。

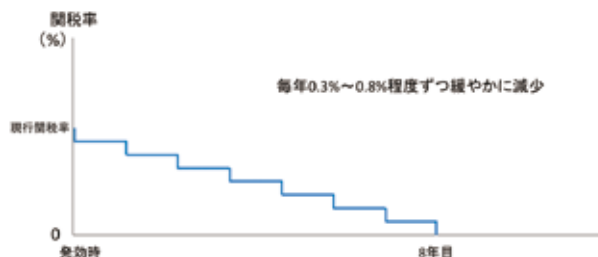
[TPP11]

「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP協定)については、我が国と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの12か国で、平成28年2月4日に署名が行われました。その後、米国が離脱を宣言し、それに対して、米国以外の11か国は、TPP協定の早期発効を追求するための議論を重ねてきました。平成29年11月11日、ベトナム・ダナンで開催された閣僚会合において「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(TPP11協定)について大筋合意に達したことが公表されました。このTPP11は、知的財産関連など一部の規定を凍結したものの、関税の撤廃・削減等を規定する物品の市場アクセス等については、TPPの内容を維持したものとされています。

日EU・EPAにおける林産物交渉の結果

EUからの輸入

●構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(7年の段階的削減を経て8年目に撤廃)。



主な現行関税率：5%~6% (パーティクルボード、OSB)、4.8% (SPF製材)、3.9% (構造用集成材)

主な林産物10品目について

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額 (億円) 2012-14 平均
SPF製材 (トウヒ、マツ、モミ)		住宅資材(集成材原料ラミナ)	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材(柱、梁等)、 大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード・ OSB		家具用(組立家具、キャビネット等)、 建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	5.0~6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6~5.0	27
くいとびはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 (CLTを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材 (CLTは大規模建築物の床や壁など)	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	6.0	4
広葉樹合板		家具用(組立家具、キャビネット等)	6.0	3
計			2.2~6.0	1,362

EUへの輸出

個別品目の交渉結果

個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税~2.5%	即時撤廃
合板等	6%~10%	即時撤廃
木製品 (小像、食器、建具等)	無税~4%	即時撤廃

近年の輸出額(百万円)

	2014	2015	2016	主な輸出先
木材・木材製品	590	577	528	英国、オランダ、ドイツ、フランス
丸太	-	0.5	0.5	フランス、ドイツ
製材	9	14	8	ドイツ、フランス、イタリア
合板等	89	5	3	英国、ベルギー、フランス
木製品(小像、食器、建具等)	455	510	503	英国、オランダ、ドイツ、フランス

気候変動枠組条約 COP23の概要

COP23 の交渉会場の様子
Photo by IISD/Kiara Worth (enb.iisd.org/climate/cop23/enb/17nov.html)

1. はじめに

2017年11月6日から17日まで、ドイツのボンで気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）が開催されました。今回のCOPの議長はフィジーで、地球温暖化による海水面の上昇で危機に瀕している小島嶼国が初めてCOPの舵取りをすることとなりました。その最大の焦点は、今世紀の末までに気温の上昇を2度、できれば1.5度に抑えることを目標とするパリ協定の、いわゆる「ルールブック」の作成の促進です。パリ協定は2020年以降の、先進国も途上国も含めた全ての国が参加する気候変動対策の枠組ですが、その細かいルールについては今年（2018年）12月のCOP24で決定することになっています。そこで今回のCOP23では、それに向けての議論が行われました。

2. 今次会合の結果

①パリ協定の「ルールブック」の作成の促進

2016年のパリ協定の発効に先立ち、各国は気候変動の原因となる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減目標（NDC）を提出しており、日本も2030年度の削減目標を2013年度比26%減とし、このうち2.0%を森林吸収量で確保することとしています。また、途上国での対策実施を通じた温室効果ガス排出削減・吸収や、これに関する技術開発の推進、普及、人材育成等の国際貢献にも取り組むこととしています。そして、NDCを各国が策定・更新し、その進捗状況を報告したり、世界的な進捗



COP23のシンボルとして会場に設置されたフィジーの木製カマー
Photo by IISD/Kiara Worth (enb.iisd.org/climate/cop23/enb/9nov.html)

状況を確認するために必要なものが「ルールブック」です。

COPの交渉では、これまで温室効果ガスの排出の責任や経済的技術的支援の必要性をめぐる先進国と途上国がしばしば対立してきました。この対立を乗り越えて全ての国が排出削減に取り組むことに合意したのがパリ協定ですが、今回のCOPでは、ルールを巡って経済的技術的能力の違いに応じた差異を求める途上国と先進国との意見の隔たりが見られました。



REDD+に係る非公式会合の様相

Photo by IISD/Kiara Worth (enb.iisd.org/climate/cop23/enb/11nov.html)

それでも、各国がなんとか議論を進めようと努力した結果、主要な議題ごとにまずは各国の主張を盛り込んだ非公式文書が作成されました。

非公式文書は全議題で300頁程度に及ぶものであり、森林吸収源や開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取扱いについても各国の主張が記載されています。まだ先は長いと言わざるを得ませんが、それでも2018年のCOP24での「ルールブック」の合意に向けての道筋は見えてきました。

② REDD+の効果的な実施のため調整等

パリ協定の実施指針以外の議題においては、緑の気候基金（GCF）より、REDD+活動において実現した排出削減量への支払い（成果支払い）について10月の理事会で実施ルールが決定され、今後最大5億米ドル（トン当たり5米ドル）の資金が2022年までのパイロット・プログラムに拠出されることが合意された旨、報告がありました。これは過去10年来にわたって議論されてきたREDD+の実施ルールに関する国際的な議論を締めくくる最も重要な決定となります。当該決定も踏まえ、今般のCOPでは、新たな組織・制度の必要性等、REDD+の効果的な実施のための支援の調整に関する議題について交渉が行われましたが、途上国と先進国の意見がまとまらず次回会合に持ち越しとなりました。

3. 日本の取組の発信等

COP23の会場は大きく二つに分かれ、交渉会場はボン国際会議場を中心とした「ブラ・ゾーン」（「ブラ」はフィジー語の挨拶）である一方、ライン川沿いの「ライノウエ公園」の中に位置する「ボン・ゾーン」では様々なサイドイベントが開催され、参加者はシャトルバス、電気自動車や自転車を使って行き来しました。

林野庁でも森林研究・整備機構等と、「熱帯地域のマングローブが有する気候変動の緩和及び適応に対する役割や可能性」や、「民間セクターとの連携を通じたREDD+の推進」をテーマとしたサイドイベントを共催し、牧元次長等が我が国の取組や支援を発信し、国際機関や各国からの参加者との意見交換や交流を深めました。



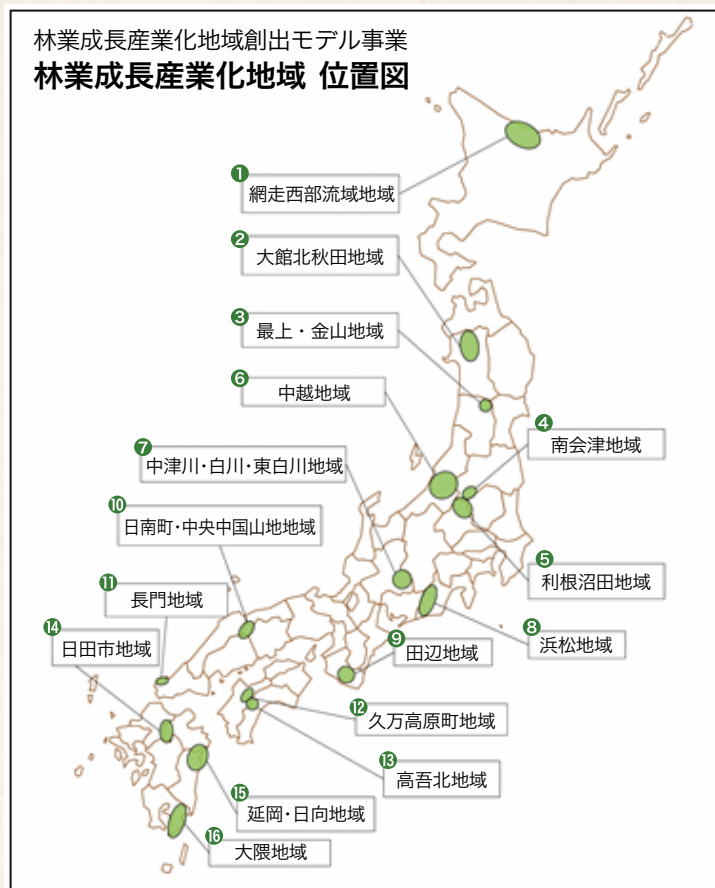
会場の移動にはレンタル自転車も多く使われた

Photo by IISD/Kiara Worth (enb.iisd.org/climate/cop23/enb/17nov.html)

4. 今後の見通し

今後は、パリ協定の目標の達成に向けて、COP23での合意に基づき、全体の努力の進捗を確認するための促進的対話として、2018年1月から「タラノア対話」（「タラノア」は透明性、包摂性、調和を意味するフィジー語）を開始するとともに、パリ協定の「ルールブック」については、COP24での合意を目指し、引き続き毎年春に開催される補助機関会合や、その後COP24までの間に開催が必要とされている追加会合で、今回のCOP23の成果を踏まえた議論を進めることとなっています。

図—1 林業成長産業化地域 位置図



1 「林業成長産業化地域」の選定

平成29年4月28日、林野庁が今年度から実施する「林業成長産業化地域創出モデル事業」の「林業成長産業化地域」に「延岡・日向地域」が選定されました。この事業では、森林資源の利活用を

通して、多くの雇用や経済価値を生み出そうとする地域を「林業成長産業化地域」として選定し、その地域が掲げるビジョンの実現に向け、ソフト面での対策を支援するとともに、ソフト対策と一体的に行う、木材加工流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど、重点的な支援が行われるものです。

林業成長産業化地域創出モデル事業①

「延岡・日向地域」(宮崎県)の選定について

平成29年1月から2月にかけて林野庁から公募があったもので、外部有識者による委員会での審査等を踏まえ、応募した全国45地域の中から、宮崎県の「延岡・日向地域」を含む16地域が選定されました(図—1)。

この中から、伐採が増加するなど林業・生産活動が国内で最も活発な地域の一つである延岡市及び日向市の取組を紹介します。

2 延岡市及び日向市の連携による応募

両市では、循環型林業の確立に向けて、再造林の推進や担い手の確保などの課題が急務となっていました。宮崎県では、この公募事業を課題を解決の上でまたとない機会と捉え、平成28年11月から各市町村への事業説明会を開催するなど積極的に情報提供を行ってきました。同年12月に市町村へ意向調査を実施したところ、延岡市と日向市が応募の意向を示したことから調整を行い、両市の連携によって相互の特色を活かした構想がまとめられ、応募に至ったものです。

表—1 地域の林業の目標

項目	現況	H33年度
素材生産量	177,101m ³	200,000m ³
再造林面積	276ha (再造林率 78%)	370ha (再造林率 88%)
林業従事者増加数	— 人	150 人

※素材生産量の現況は H27 年の数値。

※再造林面積の現況は H25 ～ 27 年度の平均数値。

3 「延岡・日向地域」の目指す目標

地域の主な特色としては、延岡市は九州で2番目に森林面積が広く、豊富な森林資源を有するとともに、日向市は中国木材株式会社日向工場や耳川林業地域木材加工団地など数多くの製材工場が立地していることなどが挙げら

延岡・日向地域 林業成長産業化地域構想

林業成長産業化地域を目指して

担い手の確保

従事者増加 **150人**
現況 担い手不足

適確な再造林の推進

再造林面積 **370ha**
現況 276ha(再造林率78%)

素材生産量の増大

生産量 **20万m³**
現況 約17.7万m³

地域の原木需要の増大に対応するとともに、
持続的な資源循環型林業のモデルを構築

「ヒト」 「ココロ」 「モノ」 「カネ」

「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「ココロ」の好循環を生み出す仕組みづくり!!

れます。

その一方で、本地域における喫緊の課題は原木需要の高まりを受けて増加する素材生産量に対応した再造林対策及びその担い手の確保であることから構想の最終年度（平成33年度）の達成目標を以下のとおり定めて、様々な対策を講じることとしています（表―1―）。

両市では行政、森林組合、素材生産事業体、製材業者等からなる「資源循環型林業推進協議会」（以下「協議会」）を設立し、参画者の合意形成を図りながら、①再造林の推進、②担い手の確保対策、③森林資源の高付加価値化の推進、④普及啓発の推進などに取り組んでいくこととしています（図—2）。

また、再造林の推進では「伐つて、使って、すぐ植える」を実現するため「伐採造林一貫作業マニュアル」を策定し、伐採者と造林者との連携強化を

両市では行政、森林組合、素材生産事業体、製材業者等からなる「資源循環型林業推進協議会」（以下「協議会」）を設立し、参画者の合意形成を図りながら、①再造林の推進、②担い手の確保対策、③森林資源の高付加価値化の推進、④普及啓発の推進などに取り組んでいくこととしています（図―2）。

図るなど、伐採後の適確で速やかな再造林を促進するとともに、森林所有者の経済的な負担軽減などを図る「再造林バンク（仮称）」の設置について検討されることとなっています。

さらに、担い手の確保対策では、再造林など、一時的に多くの労働力を必要とする施業を担う人材を確保する「人材バンク」の構築に向けての取組が進められることになっています。

また、延岡市の協議会では、担い手確保対策として、地域の森林を地域で守る「集落林業」を推進することとしており、同年12月24日に福岡県八女市において作業路開設の研修会を開催しました（写真―2）。

研修会では、橋本林業(徳島県)の橋本光治氏を講師に迎え、「急傾斜での丈夫で崩れない作業路作りと安全なルート」の選定方法」と題して、実際に山林を歩いての線形決定や重機による強固な路体構築などを学んだところです。

県としては、両市の林業成長産業化に向けた取組をしっかりとサポートし、その成果を県内各地域に波及させていきたいと考えています。

(宮崎県山村・木材振興課 みやざき
スギ活用推進室 木材産業振興担当)



15 2018.1 No.130 林野

ウッドデザイン賞 2017

「ウッドデザイン賞」は、木材・木製品を利用する消費者が木の良さや価値を再発見できる製品や取組を対象として顕彰を行うことにより、森林・林業の活性化や木のある豊かな暮らしの実現を図る取組として、2015年度から始まりました。「木」に関するあらゆるモノ・コトを対象に、①暮らしの質を高めているもの（ライフスタイルデザイン部門）、②人の心を豊かにし、身体を健やかにしているもの（ハートフルデザイン部門）、③地域や社会を活性化しているもの（ソーシャルデザイン部門）の3つの部門を設けています。

第3回目を迎える今年度は、453点の応募があり、書類による1次審査、プロジェクトデザイナーの赤池学氏や、建築家の隈研吾氏などの審査委員による2次審査を経て、250点の作品が「ウッドデザイン賞」を受賞しました。

さらに、この250点の中から、「最優秀賞（農林水産大臣賞）」1点、「優秀賞（林野庁長官賞）」各部門3点ずつ、「奨励賞（審査委員長賞）」各部門5点ずつの、計25点が上位賞として選ばれ、これらの上位賞については、昨年12月7日に東京ビッグサイトにおいて開催された「エコプロ2017」で表彰式が行われました。

今年度の農林水産大臣賞は、「ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト」（東日本旅客鉄道（株）ほか）で、秋田杉など地域の木材を活用した秋田駅周辺のリニューアルプロジェクトでした。駅は、地域住民が日常利用する公共空間であり、また観光客を迎えるエントランスでもあります。このプロジェクトでは駅を中心に、民間事業者、行政、

最優秀賞（農林水産大臣賞）

ソーシャルデザイン部門 建築・空間分野



ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト（秋田県）

東日本旅客鉄道(株)、秋田公立美術大学、(有)萩原製作所、(株)ジェイアール東日本建築設計事務所、第一建設工業(株)、鉄建建設(株)

優秀賞（林野庁長官賞）

ソーシャルデザイン部門 建築・空間分野



Gビル自由が丘01B館（東京都）

日本リテールファンド投資法人、
クライン ダイサム アーキテツ、(株)フジタ、(株)シェルター

ハートフルデザイン部門 木製品分野



曲げ木バネのマウスパッド／曲げ木の万年筆ケース（新潟県）

ストーリーオ(株)

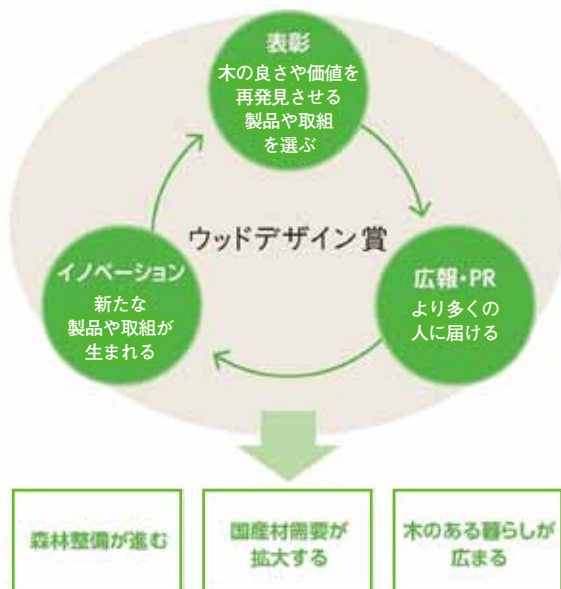


ライフスタイルデザイン部門 木製品分野



CJシリーズ（奈良県）

studioJig



今後、以下の展示会において、ウッドデザイン賞受賞作品の展示等を行いますので、ぜひご来場ください。

●「WOOD コレクション モクコレ 2018」

日時：1月30日（火）～31日（水）

場所：東京ビッグサイト 東展示棟 7・8 ホール

内容：受賞作品の展示

URL：http://mokucole.com/

●「木と住まいの大博覧会」

日時：2月16日（金）～18日（日）

場所：東京ビッグサイト 東展示棟 7・8 ホール

内容：受賞作品の展示、

上位受賞者等によるセミナー（2月17日（土））

URL：http://www.nicefair.com/wood/



JAPAN WOOD DESIGN
AWARD 2017

大学が地域と連携して、県産材のスギなどを使い「秋田らしさ」や、デザインの力で木の持つ「親しみやすさ」「心地よさ」などの特性を上手く引き出した取組を行っています。地域材を軸にした多面的な取組を実施しながら、木に囲まれ、木を楽しみ、木に癒やされる消費者目線の空間づくりを実施している点が高く評価されました。

このほかの受賞作品では、商業施設や教育施設等における、木の持つ「高級感」や「格好良さ」、「癒やし」などの特性を引き出した空間づくりや、木造の床遮音技術の開発など、今後の木材利用の拡大につながる技術・研究も多くみられました。

「ウッドデザイン賞」を通じて、私達の生活や社会を彩る新たな木づかいが広がり、木材利用が進むことを期待しています。

（お問い合わせ先）

ウッドデザイン賞運営事務局

メール：info2017@wooddesign.jp

URL：https://www.wooddesign.jp/

Facebook：https://www.facebook.com/wooddesignaward/

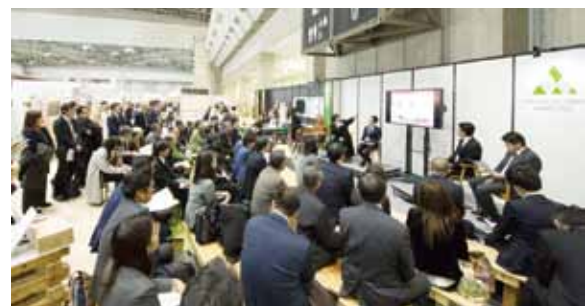
※今年度と過去のウッドデザイン賞受賞作品につきましては、上記HPに掲載しております。また、各種情報はウッドデザイン賞運営事務局のFacebookにおいても随時配信しておりますので、ぜひご覧ください。

〈エコプロ 2017〉

12月7日（木）～9日（土）に、「エコプロ 2017」において表彰式、及び会場内特設ブースでの受賞作品の展示、審査委員らによるセミナー等を行いました。



「ウッドデザイン賞 2017」表彰式



審査委員や上位受賞者等によるセミナーの開催



受賞作品を用いたライフスタイルの提案



受賞作品の展示の様子（今年は木製品分野だけでなくコミュニケーション分野や技術・研究分野に関する実物の展示も行いました。）



全国植樹祭イベント（福島会場）



きときと君と記念撮影



岡山木材フェスティバル

みどりの 女神が行く！

の なか あおい
野中 葵

福島県生まれ、
千葉県育ち。
趣味は音楽鑑賞と
お散歩



— みどりの女神としての1年を振り返って

昨年1月に、みどりの女神に選んで頂き、右も左も分からない状態から活動が始まりました。

この森林、林業、木材産業世界はとても幅が広く奥の深い、そして終わりのない世界だなと感じました。

そして今、この世界で一生懸命働いて下さる皆様のお陰で守られているという事をこの1年間、皆様の側で実際に見させて頂きました。今の私達の為だけではなく、未来の事を考えてしっかりと守り続ける為、ギョツと一つになって取り組む姿は毎回とても感動しました。そうした姿を見る度に私はみどりの女神としてこうして働く方の姿を、1番強く伝えていかなくてはいけません。と思われました。

日本のみどりは、人と自然との糸で繋がっていて、そこには愛がたくさん詰まっています。それは、まるで私にとって父と母のような存在です。国土の約7割を占める森林は、何時も温かく包み込んでくれているような包容力があり、まるで親のように感じていました。そんな、みどりの父と母に対してこの先も次世代に送り届けていく為に、木を使ったり、森林に足を運んだり、緑の募金に協力したり等、私達が出来ることから始めていき、みどりを守るという親孝行をしていかなければなりません。

この世界を学べた1年間は私にとって掛け替えのない一生の宝物です。みどりの女神になれて幸せでした。応援ありがとうございました。次のみどりの女神もどうぞ宜しくお願いいたします！



スマートファクトリー Japan2017



高性能林業機械研修



最大級の環境展示会「エコプロ2017」



富士登山で清掃活動





Be myself
らしく、行こうぜ。

100年先へ、とどける仕事。

緑の雇用
RINGYOU.NET

林業を仕事にしたいあなたへ。

森林の仕事ガイダンス

平成29年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業(林野庁補助事業)

森林の仕事ガイダンスは、林業に関心を持つ方のための説明・相談会です。仕事内容のご紹介から、現場の声が聞けるトークショー、就業相談ブースなどもご用意しています。林業に少しでも興味のある方のご来場を、心よりお待ちしております。 ※「森林の仕事ガイダンス」は、就業斡旋のためのガイダンスではありません。

入場無料 入退場自由 履歴書不要
申込不要 服装自由 男女不問

東京 2018.1.27(土) 品川インターシティホール 大阪 2018.2.3(土) 大阪マーチャンダイズ・マート 名古屋 2018.2.10(土) JPタワー名古屋 ホール&カンファレンス

開催時間 11:00~17:00 (最終入場16:30)

詳しい情報ははこちらから JForest 全国森林組合連合会